

今月の一冊



「蜩ノ記」

葉室 麟 / 著

命の限られた男の気高く壮絶な「覚悟」と「志」が穏やかな山間の風景の中で展開します。

親として男として人として如何がに生きるか…読んでいて切なくなってきました。しかし、最後に残る清涼感は自分が日本人だからでしょうか…胸を打つ感動です。直木賞受賞作品。

●文化センター図書室にて貸し出し中●

今月の表紙

田代ソフトボールスポーツ少年団

監督 猪鹿倉勝志

コーチ 川畑 正英

【コメント】

現在男子12名、女子6名で、「一致団結」を合言葉に活動しています。

先日、鹿屋旗争奪選抜ソフトボール大会において、悲願の初優勝を飾りました。子供たちも、小規模校でも「やればできる」と大きな自信となったことでしょう。また、かねてから多数の方々のご支援ご協力を頂いていますことに感謝申し上げます。

なお、田代ソフトボールスポーツ少年団では、来年度に向けて団員を大募集しています。興味のある方はご連絡ください。

森林の土地を取得したとき届出が必要となります

～ 新しい制度が平成 24 年 4 月から始まります。～

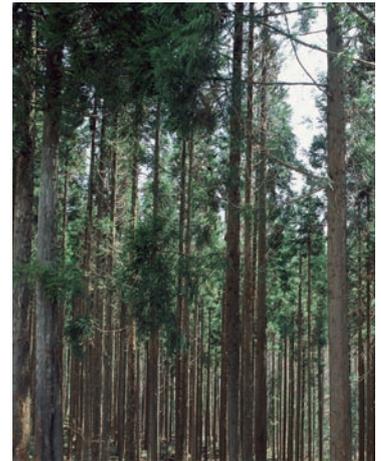
以下の場合届出が必要となります。

- ① 山林売買による森林の土地取得
- ② 相続または贈与による森林の土地取得
- ③ 無償譲渡による森林の土地取得
- ④ 森林の土地を所有している法人を買収

土地の所有者となった日から 90 日以内に、錦江町への届出が必要となり、届出を出さない場合や虚偽の届出をしたときは、10 万円以下の過料が課されることがあります。

また、届出書を提出する際、その森林の登記事項証明書又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書などが必要となります。

【問い合わせ先】 錦江町役場 産業振興課 Tel 0994 - 22 - 3034
 錦江町役場 産業建設課 Tel 0994 - 25 - 2511



高額な外来診療を受ける皆様へ

平成 24 年 4 月 1 日から「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、1ヶ月間の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたが、平成 24 年 4 月 1 日からは、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
● 70 歳未満の方 ● 70 歳以上の非課税世帯等の方	役場で「認定証」(限度額認定証)の交付申請をしてください。	「保険証」・「認定証」を窓口にて提示してください
70 歳以上 75 歳未満で、課税世帯の方	必要ありません	「国民健康保険被保険者証」を窓口にて提示してください
75 歳以上で課税世帯の方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口にて提示してください

※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きとなり、高額療養費の申請手続きの払い戻しとなります。

【問い合わせ先】 錦江町役場 保健福祉課 保険チーム Tel 0994-22-3041
 錦江町役場 住民生活課 民生チーム Tel 0994-25-2511